

令和4年度裾野市農業委員会4月総会 議事録

1. 開催日時 令和4年4月11日（月） 午後1時30分から午後2時5分
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	杉山 守正	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦	富岡	勝又 一郎
2	志村 重利	8	渡邊 博美	東	市野 哲也	富岡	眞田 孝三
3	庄司 健一	9	大庭 清宏			富岡	杉本 義明
4	勝又 和一			深良	勝又 俊博		
5	柏木 一男	11	杉山 克己	深良	宮崎 慎一		
		12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

6	杉山 邦利	10	渡邊 光枝	西	大庭 義文	須山	中村 偉文
---	-------	----	-------	---	-------	----	-------

5. 事務局出席者

事務局長 横山英哉 書記 中村健児 書記 前田一宏 書記 手代木美佳 書記 土屋就平

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

9	大庭 清宏	11	杉山 克己
---	-------	----	-------

第3 議事

- (1) 報第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
 (2) 報第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
 (3) 議第1号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について
 (4) 議第2号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
 (5) 議第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和4年度裾野市農業委員会4月総会を開会します。
 本日の委員は12名中10名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、9番 大庭清宏委員、11番 杉山克己委員をお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の土屋就平氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。報第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1

(議案朗読により説明)

議 長 　　ただ今の報第1号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議 長 　　質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思いま
す。

次に、報第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
番号1～3 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　　はい。報第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
番号1～3

（議案朗読により説明）

議 長 　　ただ今の報第2号 番号1～3について、質疑等がありましたらお願いします。

市野哲也委員 　　番号2について、譲受人が2名だが、これは5区画を2名で共有するのか。

事務局 　　この土地を2名で共有するのか、区画ごと分けるのかは、詳細が確認できていない。

議 長 　　ほかに質疑等がありましたらお願いします。こちらは報告案件ですので、ご了承い
ただきたいと思えます。

次に、議第1号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について 番号1 事
務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　　はい。議第1号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について 番号1

（議案朗読・投影写真により説明）

議 長 　　続きまして、地区担当委員 推進委員 勝又俊博委員から議案について説明をお願
いします。

地区担当委員 　　申請地は、原集会所の約180メートル南東側に位置します。
申請地の現況は、一部畑として作付けされていますが、他の部分は休耕地となっ
ています。

面積は、2筆合計で537.00㎡です。

申請地の近隣の会社及び住民が駐車場用地を探しており、駐車場を造成されるので
あれば借りたいと申し出がありました。

申請地は現在手不足で休耕地となっており、9台分の駐車場として整備し貸し付け
る計画を立て、申請に至ったものです。

農地区分は第2種農地に区分され代替性の検討が必要ですが、代替性の検討がされ
ていて、立地基準は問題ありません。

建築物等に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。
転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正であること、駐車場の借用予定
者も添付されていることから、一般基準を満たしていると考えられます。

北東は申請者居宅、南東側は畑、南西・北東側は道路をはさみ宅地に接しています。
敷地内は碎石敷とし、申請地と宅地の境には見切りが施工される計画になってお
り、雨水は自然浸透で処理することから、周辺農地への影響は少ないかと思われま
す。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 　　ただ今の議第1号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第1号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
次に、議第2号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第2号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、地区担当委員 2番 志村重利委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は深良小学校の約500メートル北東側に位置します。
現況は休耕地になっています。
譲受人は、廃棄物の処理業者であり、裾野市の家庭ごみの収集も請け負っています。
現在、伊豆島田と深良の土地を借りて作業場として使用していますが、分別作業の細分化が求められ、現在の作業場では手狭になるため、土地を探していました。
譲渡人は令和元年に相続により申請地を取得していますが、長年管理がされておらず休耕地の状態になっていたところ、今回の譲受人との間で話がまとまったため申請に至ったものです。
農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。
建築物や工作物に該当する施設が存在しないため、建築基準法や都市計画法の手続きは不要です。
公図には計画区域内に公共の水路敷地がありますが、現地には水路の形状もなく、建設管理課と用途廃止に向けた協議が進められています。
添付書類から、転用計画が実施される資金力が確認できており、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。
申請地の北側は宅地、西側は鉄道用地、南側は農地、東側は雑種地に面しています。
場内は作業箇所にはパレットを敷いて使用する計画で、雨水は自然浸透により処理します。
敷地内の除草対応については現在も譲受人が定期的に行っているため、転用後も引き続き譲受人が対応する予定です。
以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思います。
審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただ今の議第2号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

杉山守正委員 現在使用されている東側の資材置場に建物はあるのか。

事務局 小さい事務所がある。今回はあくまでも資材置場としての拡張であり、新しく建物を建てるといったものではない。

議長 ほかに質疑等がありましたらお願いします。
それではお諮りします。議第2号 番号1について、本案を原案のとおり許可する

ことに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。
次に、議第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

事務局

続きまして、地区担当委員 推進委員 飯塚邦彦委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

利用権設定地は、MA アルミニウム株式会社から東へ約200メートルに位置します。

利用権設定地は1筆で、青地農地です。地目は、公簿が田、現況は畑です。

面積は、1,378㎡のうち1,005㎡です。

貸人は、昭和62年に相続し、農地を取得しています。

利用権設定地は、平成29年から農地利用集積円滑化事業を活用して利用権を設定しており、借人は露地野菜の栽培を行ってきました。

その期間が、令和4年4月末に満了するため、今後は農地中間管理事業を活用して、改め利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

借人は、夫婦で露地野菜等の生産を精力的に行っております。経営農地は約16,000㎡で、効率的に管理されています。経験・技術についても問題はありません。

貸付期間は、5年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、引き続き露地野菜を作付ける予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の議第3号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第3号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。
次に、議第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号2

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 市野哲也委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

利用権設定地は、幸伸オートサービス株式会社から西へ約70メートルに位置します。

利用権設定地は2筆で、白地農地です。地目は、公簿が田、現況は畑です。

面積は、2筆合計で1,111㎡です。

貸人は、平成16年に相続し、農地を取得しています。

利用権設定地は、平成29年から農地利用集積円滑化事業を活用して利用権を設定しており、借人は露地野菜の栽培を行ってきました。

その期間が、令和4年4月末に満了するため、今後は農地中間管理事業を活用して、改め利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

借人は、夫婦で露地野菜等の生産を精力的に行っております。経営農地は約16,000㎡で、効率的に管理されています。経験・技術についても問題はありません。

貸付期間は、5年間で、賃貸借によるものです。10アール当たり10,000円となり、1年間で11,110円となります。

耕作管理計画によると、引き続き露地野菜を作付ける予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご審議をお願いします。

議長

ただ今の議第3号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第3号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号3 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号3

(議案朗読・投影写真により説明)

議長

続きまして、地区担当委員 推進委員 杉本義明委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

利用権設定地は、富岡中学校グラウンドの西側へ隣接します。

利用権設定地は2筆で、青地農地です。地目は、公簿が田、現況は畑です。

面積は、2筆合計で2,353㎡です。

貸人は、昭和45年に相続し、農地を取得しています。

利用権設定地は、平成29年から農地利用集積円滑化事業を活用して利用権を設定しており、借人は露地野菜の栽培を行ってきました。

その期間が、令和4年4月末に満了するため、今後は農地中間管理事業を活用して、改め利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

借人は、主に露地野菜の生産を行っております。経営農地は約15,000㎡で、概ね効率的に管理されています。経験・技術についても問題はありません。

貸付期間は、5年間で、使用賃貸によるものです。

耕作管理計画によると、引き続き露地野菜を作付ける予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の議第3号 番号3について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第3号 番号3について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。
これをもって令和4年度裾野市農業委員会4月総会を閉会します。

令和4年4月11日 (会議録署名人)

9番署名人

大庭清宏

11番署名人

杉山克己